

最高裁秘書第1084号

平成29年3月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成28年3月7日付け（同月8日受付，最高裁秘書第822号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

法曹会発行の「司法大観（裁判所の部）」（平成23年発行のもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，公にすると法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，同文書に記載されている情報は，その全体が行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから，不開示とした。

